

岩手県選挙管理委員会告示第65号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第3項の規定により、令和6年10月27日執行予定の参議院岩手県選出議員補欠選挙における選挙時登録の基準日を次のとおり定めた。

令和6年10月4日

岩手県選挙管理委員会

委員長 吉田 瑞彦

選挙時登録の基準日 令和6年10月9日